

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

資料6

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）案と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料5参照。）

(基準値設定剤)		(単位: mg/L)				
農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
イソプロチオラン	0.2 (0.26)	0.181 (0.183)		0.00134 (0.00695)		0.18 (0.19)
			0.0146 ^{*1}			0.016 ^{*1}
チアジニル	0.1 (0.10)	0.0638 (同上)		対象外 ^{*2}		0.064 (同上)
			0.00158			0.0016
フィプロニル	0.00050 (同上)	0.00133		0.000111 (同上)		0.0014
			0.0000212 (0.0000207)			0.00013 (同上)

網掛け : 水濁基準値案の10分の1を超過する PEC

四角枠 : 水濁基準値案を超過する PEC

注 : 括弧内は前回審議での値

^{*1}事務局算出値

^{*2}使用方法から非水田使用には該当しないため

2. 基準値設定後の対応

イソプロチオランについては、水田 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の10分の1を超過することから、水田 PEC_{Tier2} を算出するとともに、非水田 PEC_{Tier1} との合算値を算出した。その結果、水濁 PEC_{Tier2} は水濁基準値案の10分の1以下になることを確認した。

チアジニルについては、水田 PEC_{Tier1} が水濁基準値案の10分の1を超過することから、水田 PEC_{Tier2} を事務局で算出した。その結果、水濁 PEC_{Tier2} が水濁基準値案の10分の1以下になることを確認した。

フィプロニルについては、水田 PEC_{Tier1} が水濁基準値案を超過することから、水田 PEC_{Tier2} を算出するとともに、非水田 PEC_{Tier1} との合算値を算出した。その結果、水濁 PEC_{Tier2} は水濁基準値案以下になるものの、水濁基準値案の10分の1を超過することが確認された。

従って、イソプロチオラン及びチアジニルについては、農薬残留対策総合調査における水質モニタリング調査の対象農薬としないが、フィプロニルについては、引き続き農薬残留対策総合調査における調査対象とする。

参考：モニタリングの状況

イソプロチオランについては、平成16年度～平成18年度及び平成20年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、検出された最高濃度は0.00042 mg/Lであった。また、平成27年度～令和5年度に行われた水道統計によれば、原水の調査が行われた31,373地点中、11地点で検出されたが、検出された最高濃度は0.003 mg/Lであった。平成18年度に報告された化学物質環境実態調査（暴露量調査・水質）によれば、調査が行われた81地点中、73地点で検出されたが、検出された最高濃度は0.0018 mg/Lであった。平成15年度～令和4年度に実施された公共用水域水質測定によれば、調査地点数（河川）14,988件、（湖沼）630件、（海域）1,664件、計17,282件中1地点で要監視項目指針値（0.04 mg/L (40 μg/L) を超過した検体（0.055 mg/L）が確認された。

チアジニルについては、平成27年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、検出された最高濃度は0.0000204 mg/Lであった。また、平成27年度～令和5年度までに行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた31,373地点中、3地点で検出されたが、検出された最高濃度は0.001 mg/Lであった。なお、これまでに実施された公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

フィプロニルについては、平成15年度、平成18年度、平成19年度、平成26年度及び令和2年度～令和5年度に実施された農薬残留対策総合調査等によれば、検出された最高濃度は0.00014 mg/Lであった。また、平成27年度～令和5年度に行われた水道統計によれば、原水の調査が行われた31,373地点中、222地点で検出されたが、検出された最高濃度は0.0005 mg/Lであった。なお、これまでに実施された公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。